

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

ゴルフ場に係る娛樂施設利用税の税率の等級

昭和二十九年五月鳥取県告示第二百七十三号の廃止

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良法による変更換地計画の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十一号）中別表の第一種県営住宅の表の上粟島第七団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年三月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

面影第一 七、六五〇円

を

に改める。

面影第一	七、六五〇円
上粟島第七	七、二四〇円

附 則

この規則は、昭和四十七年三月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百十七号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第七十九条第五項の規定により、ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率に係る等級を次のとおり定め、昭和四十七年四月一日から施行し、昭和四十五年一月鳥取県告示第八号(ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率の等級について)は、昭和四十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ゴルフ場の施設名	等 級
三朝ゴルフ場	二 級
米子カントリークラブ	三 級
大山ゴルフクラブ	三 級
鳥取ゴルフ場	五 級

鳥取県告示第四百十八号

昭和二十九年五月鳥取県告示第二百七十三号(鳥取県税条例第一百十一条の規定による自動車税の税率の特例を適用する地域の指定について)は、昭和四十七年三月三十一日限り廃止し、昭和四十六年度分の自動車税につ

いては、なお従前の例による。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、昭和四十二年度から着手している県営土地改良(北条砂丘地区は場整備)事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五十号

昭和四十六年十二月二十七日付で西伯郡淀江町大字淀江六二八番地山内繁旭ほか七十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良

事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

昭和四十七年二月十九日付けで倉吉市鴨河内一五四番地二若土土地改良区から申請のあつた倉吉市若土地区の変更換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類
変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第百五十二号

昭和四十六年十月七日付けで岩美郡福部村大字細川六六三番地五海士土地改良区から申請のあつた岩戸地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ
る。

鳥取県告示第百五十三号

昭和四十六年七月三十日付けで岩美郡福部村大字細川六六三番地五海士
土地改良区から申請のあつた湯山地区の換地計画については、審査した結
果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五
十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次の
とおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年二月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ
る。

鳥取県告示第百五十四号

昭和四十六年十一月二十四日付けで岩美郡福部村大字細川六六三の五番
地細川土地改良区から申請のあつた細川地区の換地計画については、審査
した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）
第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、
次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年二月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
福部村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ
る。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価 一部一箇月三百円（送料を含む。）】